

その一

## 選挙人名簿抄本閲覧申出書（登録の確認）

年 月 日

宝塚市選挙管理委員会委員長 あて

申出者 氏名

住所

(電話番号) — — —

下記のとおり、5に記載する者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	登録の確認
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名及び住所	申出者と同じ
4 閲覧事項の管理の方法	(個人情報が漏えいされないように適切な処理を行うこと。) 管 理 体 制： 廃棄の時期： 廃棄の方法：
5 閲覧対象者	(閲覧対象者の氏名、住所を記載するとともに、当該者と申出者との関係について、[本人] [同居の者] [その他]の別を記載すること。) 氏名 住所 申出者との関係 [ <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居の者 <input type="checkbox"/> その他( ) ]
備 考	

### 備考

- 1 この様式は、法第28条の2第1項の規定により、選挙人が、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 2 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

### ○その他 1

閲覧の日時	年	月	日	午前・午後	時	分	から
				午前・午後	時	分	まで
閲覧の方法	<input type="checkbox"/> 読み取り						
	<input type="checkbox"/> 筆記 ( <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 性別)						

## ○その他2

- ・申請書は閲覧日1日につき1枚です。
  - ・閲覧者や閲覧時間を変更する場合には、別に申請が必要です。
  - ・閲覧者は1回4人までです。
  - ・閲覧者の確認のため、官公署が発行する写真が貼付された身分証明書等が必要です。

【例】運転免許証、マイナンバーカード（通知カードは不可）、旅券 等

  - ・閲覧は、読み取り又は筆記による転記に限ります。
  - ・コピー、スキャナー、カメラ等による複写・撮影はできません。

## ○閲覧者の確認

閲覧者氏名	確認書類 及び 確認書類の記号番号	確認者名
	運転免許証・マイナンバーカード・旅券・その他（ ）	
	運転免許証・マイナンバーカード・旅券・その他（ ）	
	運転免許証・マイナンバーカード・旅券・その他（ ）	
	運転免許証・マイナンバーカード・旅券・その他（ ）	